第 13 回　議員定数等議会活性化特別委員会

令和 8 年 10 月 13 日（火）
　時　　分～　　時　　分
全　員　協　議　会　室

【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長
　　今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員
【議 長 団】澁谷議長
【事 務 局】下間局長、濱見書記

議題

1　ハラスメントの防止に関する取組について
（1）他市の条例

（2）条例策定の検討項目

（3）その他

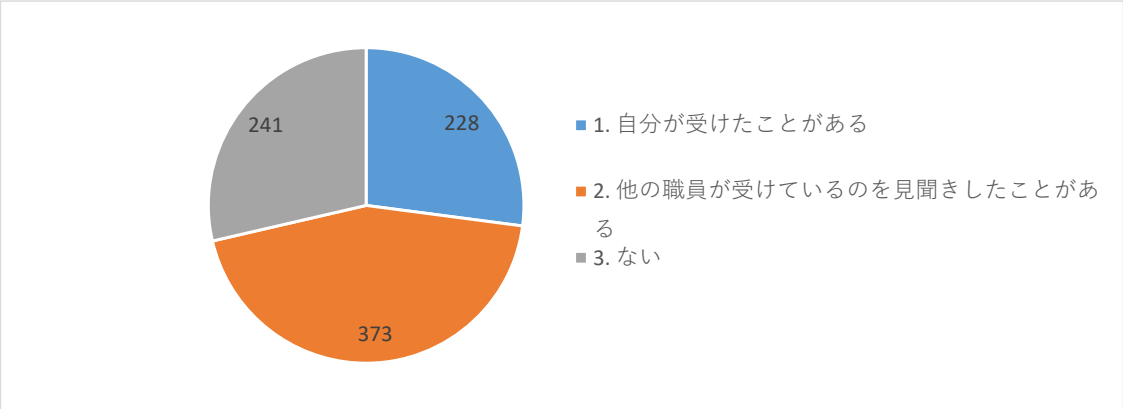
2　その他

○次回開催　　月　　日（　　）　　時　　分　　場所

市職員対象ハラスメント実態調査アンケート（速報版） 回答者数　662人

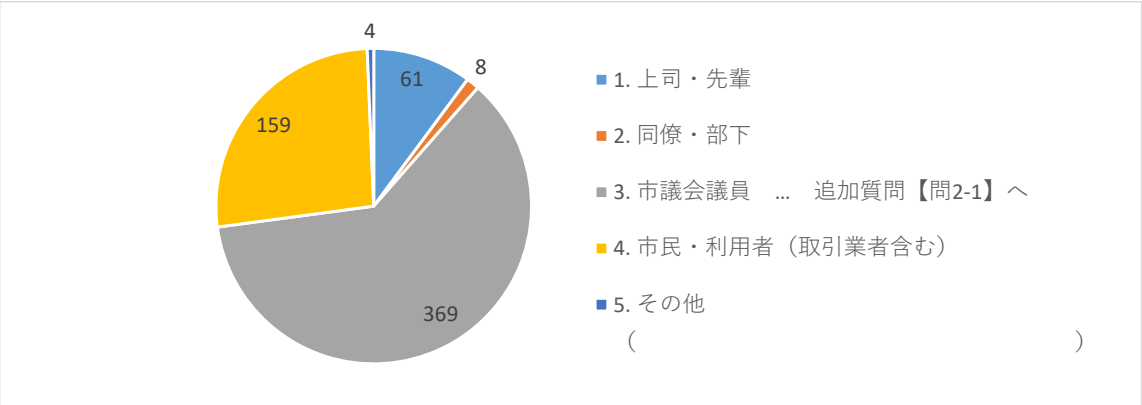
対象者　：全職員（会計年度任用職員・消防職等も含む）　約1,300人
実施時期：令和8年8月19日～8月28日
回答者数：662人

【問1】過去（直近3年間程度）に、業務に関連して「ハラスメント（嫌がらせ）」を受けたと感じたこと、または見聞きしたことはありますか。	回答数	割合
1. 自分が受けたことがある	228	27%
2. 他の職員が受けているのを見聞きしたことがある	373	44%
3. ない	241	29%
合計	842	



（以下、問1で「1」または「2」と回答した方への質問）

【問2】それは、誰からの行為でしたか。	回答数	割合
1. 上司・先輩	61	10.1%
2. 同僚・部下	8	1.3%
3. 市議会議員　…　追加質問【問2-1】へ	369	61.4%
4. 市民・利用者（取引業者含む）	159	26.5%
5. その他（　　）	4	0.7%
合計	601	



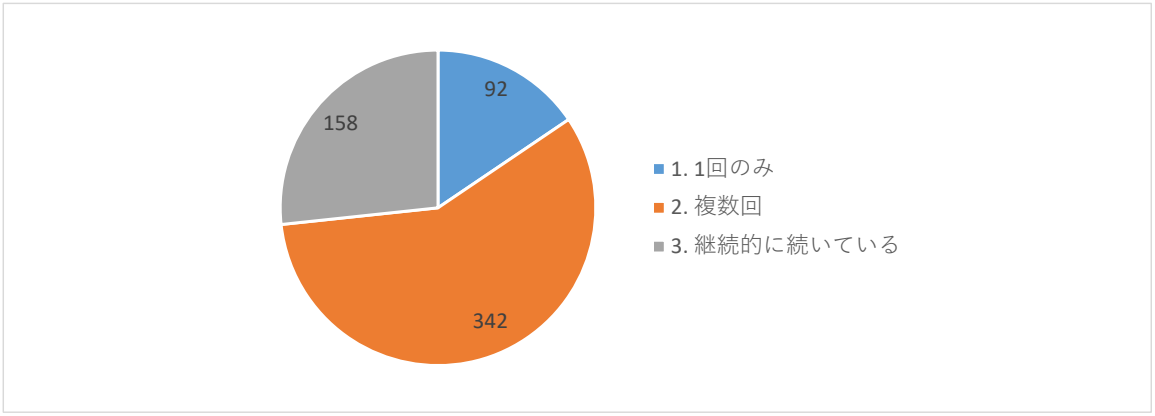
（【問2】で「3. 市議会議員」と回答した方への追加質問）

【問2-1】（任意）もし差し支えなければ、議員の氏名をご記入ください。	回答数	
※ 本項目は、議員自身が気づかない無自覚なハラスメント行為を議会として把握し、　改善へとつなげるためのものです 。		
（記述欄）	275	

【問3】具体的にどのような行為でしたか。（可能な範囲で記入してください）（複数回答可）	回答数	割合（662人中）
1. 殴る・蹴る	1	0.2%
2. つばを吐きかける	0	0.0%
3. 侮辱	172	26.0%
4. 差別的な言動	101	15.3%
5. 「税金泥棒」といった罵声	24	3.6%
6. 大声・暴言で職員を責める	318	48.0%
7. 大声で恫喝	170	25.7%
8. 罵声	147	22.2%
9. 暴言の繰り返し	152	23.0%
10. 物を壊す	2	0.3%
11. 殺すといった発言による脅し	5	0.8%
12. SNSやマスコミへの暴露をほのめかす	64	9.7%
13. 職員へのつきまとい	30	4.5%
14. わいせつな発言・行為	86	13.0%
15. 言葉尻を捉える・粗探しをしてくる	247	37.3%
16. 当初の話からのすり替え	99	15.0%
17. 揚げ足取り	228	34.4%
18. 執拗な責め立て	256	38.7%
19. 「態度が気にくわない」といった言いがかり	90	13.6%
20. 制度上対応できないことへの要求	132	19.9%
21. 担当業務外の苦情	71	10.7%
22. 正当な理由なく権威を振りかざし要求を通そうとする	60	9.1%
23. お断りをしても執拗に特別扱いを要求	37	5.6%
24. 文書等で謝罪や土下座を強要	9	1.4%
25. 長時間の電話	175	26.4%
26. 職場外での拘束	8	1.2%
27. 夜間の対応要求	12	1.8%
28. 職員の自宅への個人的な連絡	6	0.9%
29. 同じ内容のクレームを繰り返す	170	25.7%
30. 電話を終了してもすぐにかけ直してくる	46	6.9%
31. 複数部署にまたがる複数回のクレーム	93	14.0%
32. 説明を聞いてくれない	113	17.1%
33. 説明をしても納得・理解してくれない	224	33.8%
34. 謝罪を受け付けてくれない	14	2.1%
35. 本筋とは関係のない話をする	80	12.1%
36. 自己主張ばかりで話が進まない	210	31.7%
37. 上司等による対応を要求する	53	8.0%
38. 特定の人物を名指しで「あいつをやめさせろ」	37	5.6%
39. 「前の担当の方が良かったので戻せ」といった要求	12	1.8%
40. カメラやスマートフォン等による職員や職場の無断撮影	66	10.0%
41. 雑誌やミニコミ誌への投稿	1	0.2%
42. 対応状況や職員の名前等をSNSや動画共有サイトへ投稿	118	17.8%
43. その他（　　）	78	11.8%
合計	4,017	

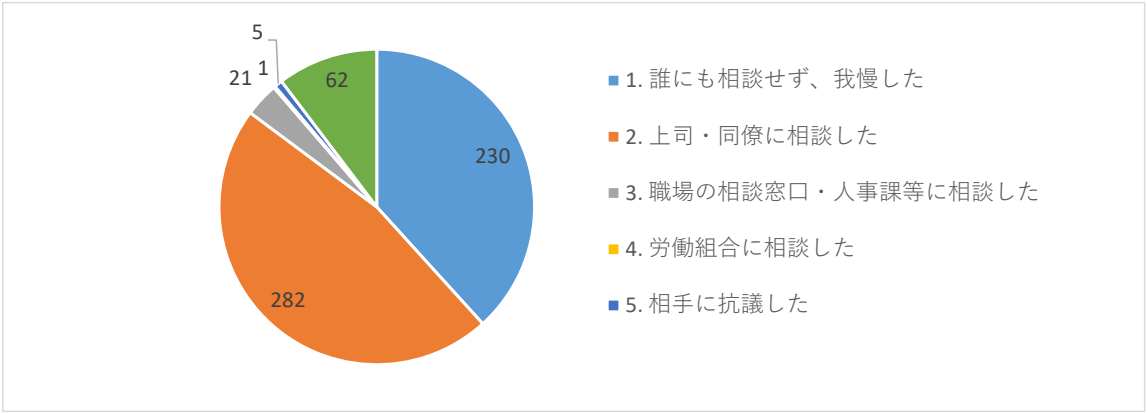
（再掲）上位10件	回答数	割合（662人中）
6. 大声・暴言で職員を責める	318	48.0%
18. 執拗な責め立て	256	38.7%
15. 言葉尻を捉える・粗探しをしてくる	247	37.3%
17. 揚げ足取り	228	34.4%
33. 説明をしても納得・理解してくれない	224	33.8%
36. 自己主張ばかりで話が進まない	210	31.7%
25. 長時間の電話	175	26.4%
3. 侮辱	172	26.0%
7. 大声で恫喝	170	25.7%
29. 同じ内容のクレームを繰り返す	170	25.7%

【問4】その行為の頻度はどの程度でしたか。	回答数	割合
1. 1回のみ	92	15.5%
2. 複数回	342	57.8%
3. 継続的に続いている	158	26.7%
合計	592	

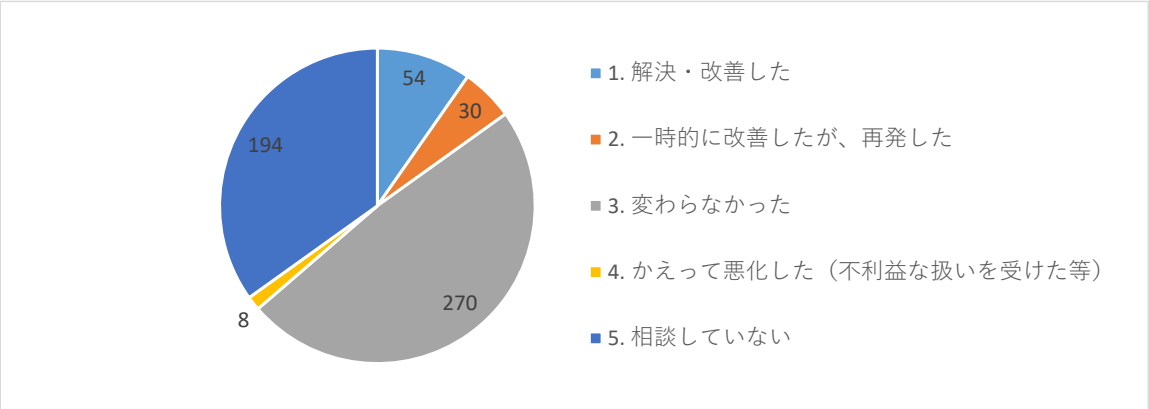


【問5】その行為によってどのような影響がありましたか。（可能な範囲で記入してください）	回答数	
（記述欄：例「精神的なストレスを感じた」「発言することをためらうようになった」「業務に支障が出た」「時間外勤務が増えた」など）	478	

【問6】その行為に対し、どのように対応しましたか。	回答数	割合
1. 誰にも相談せず、我慢した	230	38.3%
2. 上司・同僚に相談した	282	46.9%
3. 職場の相談窓口・人事課等に相談した	21	3.5%
4. 労働組合に相談した	1	0.2%
5. 相手に抗議した	5	0.8%
6. その他（　　）	62	10.3%
合計	601	



【問7】相談した結果、状況は改善されましたか。	回答数	割合
1. 解決・改善した	54	9.7%
2. 一時的に改善したが、再発した	30	5.4%
3. 変わらなかった	270	48.6%
4. かえって悪化した（不利益な扱いを受けた等）	8	1.4%
5. 相談していない	194	34.9%
合計	556	



（以下、全員への質問）

【問8】ハラスメントを防止・解決するために、どのような取組が必要だと思いますか。（複数回答可）	回答数	割合（662人中）
1. 罰則規定を含む条例の制定	367	55.4%
2. 第三者機関による相談・救済窓口の設置	386	58.3%
3. 議員や管理職への研修強化	254	38.4%
4. 定期的な実態調査（アンケート等）の実施	241	36.4%
5. 行為者の氏名公表などの社会的制裁	351	53.0%
6. その他（　　）	33	5.0%
合計	1,632	

【問9】その他、ハラスメント防止に関するご意見があれば自由にお書きください。	回答数	
（自由記述欄）	156	

市職員対象ハラスメント実態調査アンケート

（【問2】で「3．市議会議員」と回答した方への追加質問）

【問2-1】（任意）もし差し支えなければ、議員の氏名をご記入ください。

※ 本項目は、議員自身が気づかない無自覚なハラスメント行為を議会として把握し、改善へとつなげるためのものです 。

議員名	件数
A	2件
B	1件
C	239件
D	1件
E	2件
F	27件
G	11件
H	1件
I	3件
J	4件
K	1件
L	2件
M	3件
13人	297件

（その他の記述）

・書けません。

・怖くて言えません。

・法的に問われる恐れがあるので、議員名と詳細を述べることは差し控える。

・政治倫理条例違反を追求しない市議会議員は同罪

自分が受けた―市議会議員―議員別

1. 自分が受けたことがある

3. 市議会議員	A	B	C	D	F	G	H	I	J	L	合計
回答者数	1	1	76	1	5	5	1	2	4	1	95
どんな行為											
3. 侮辱	0	1	35	1	1	2	1	0	1	1	42
4. 差別的な言動	0	1	22	1	1	1	1	0	1	0	27
5.「税金泥棒」といった罵声	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	5
6. 大声・暴言で職員を責める	0	1	43	1	1	0	1	0	1	0	47
7. 大声で恫喝	0	1	30	1	2	0	1	0	1	0	35
8. 罵声	0	1	30	1	3	0	1	0	1	0	36
9. 暴言の繰り返し	0	0	31	0	2	0	0	0	0	0	33
12. SNSやマスコミへの暴露をほのめかす	0	0	16	0	1	0	0	0	0	0	17
13. 職員へのつきまとい	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	9
14. わいせつな発言・行為	0	0	26	0	0	1	0	0	0	0	27
15. 言葉尻を捉える・粗探しをしてくる	0	0	46	0	2	4	0	0	0	0	52
16. 当初の話からのすり替え	0	0	26	0	1	0	0	0	0	0	27
17. 揚げ足取り	0	0	46	0	2	2	0	0	0	0	50
18. 執拗な責め立て	0	0	42	0	2	3	0	0	0	0	47
19.「態度が気にくわない」といった言いがかり	0	0	23	0	1	1	0	0	0	0	25
20. 制度上対応できないことへの要求	0	1	22	1	2	2	1	0	2	0	30
21. 担当業務外の苦情	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	28
22. 正当な理由なく権威を振りかざし要求を通そうとする	0	1	15	1	3	0	1	0	1	0	21
23. お断りをしても執拗に特別扱いを要求	0	1	10	1	0	0	1	0	1	0	13
24. 文書等で謝罪や土下座を強要	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
25. 長時間の電話	0	0	28	0	1	0	0	0	0	0	29
26. 職場外での拘束	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
27. 夜間の対応要求	0	1	3	1	1	0	1	1	1	0	8
28. 職員の自宅への個人的な連絡	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
29. 同じ内容のクレームを繰り返す	0	1	34	1	1	1	1	0	1	0	39
30. 電話を終了してもすぐにかけ直してくる	0	0	11	0	1	0	0	0	0	0	12
31. 複数部署にまたがる複数回のクレーム	0	0	24	0	1	0	0	0	0	0	25
32. 説明を聞いてくれない	0	0	25	0	1	1	0	0	1	1	29
33. 説明をしても納得・理解してくれない	0	1	42	1	3	4	1	0	2	0	53
34. 謝罪を受け付けてくれない	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
35. 本筋とは関係のない話をする	0	0	27	0	0	1	0	0	0	0	28
36. 自己主張ばかりで話が進まない	1	1	40	1	4	2	1	0	2	0	50
37. 上司等による対応を要求する	0	0	11	0	1	0	0	0	0	0	12
38. 特定の人物を名指しで「あいつをやめさせろ」	0	0	11	0	1	0	0	0	0	0	12
39.「前の担当の方が良かったので戻せ」といった要求	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
40. カメラやスマートフォン等による職員や職場の無断撮影	0	0	12	0	0	1	0	0	0	0	13
42. 対応状況や職員の名前等をSNSや動画共有サイトへ投稿	0	0	26	0	1	2	0	0	0	0	29
その他	1	1	15	1	2	2	1	1	3	1	26
合計	2	13	824	13	44	30	13	2	19	3	948

見聞きした―市議会議員―議員別

2. 他の職員が受けているのを見聞きしたことがある

3. 市議会議員	A	C	E	F	G	I	K	L	M	合計
回答者数	1	163	2	22	6	1	1	1	3	200
どんな行為										
1. 殴る・蹴る	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
3. 侮辱	0	70	2	7	3	1	0	1	1	85
4. 差別的な言動	0	47	1	2	1	1	0	1	0	53
5. 「税金泥棒」といった罵声	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7
6. 大声・暴言で職員を責める	0	129	1	12	3	1	0	1	1	148
7. 大声で恫喝	0	71	1	9	3	1	0	1	0	86
8. 罵声	0	64	1	5	0	1	0	1	0	72
9. 暴言の繰り返し	0	61	1	5	1	1	0	1	0	70
10. 物を壊す	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
12. SNSやマスコミへの暴露をほのめかす	0	36	1	2	2	0	0	0	0	41
13. 職員へのつきまとい	0	15	0	0	0	0	0	0	0	15
14. わいせつな発言・行為	0	35	1	1	0	0	0	0	0	37
15. 言葉尻を捉える・粗探しをしてくる	0	94	1	12	4	1	0	1	0	113
16. 当初の話からのすり替え	0	35	1	4	0	0	0	0	0	40
17. 揚げ足取り	0	92	1	10	3	1	0	1	0	108
18. 執拗な責め立て	0	102	0	17	3	0	0	0	0	122
19. 「態度が気にくわない」といった言いがかり	0	36	0	2	0	1	0	1	0	40
20. 制度上対応できないことへの要求	0	48	0	5	0	1	0	1	1	56
21. 担当業務外の苦情	0	28	0	1	0	1	0	1	0	31
22. 正当な理由なく権威を振りかざし要求を通そうとする	0	20	1	5	1	1	0	1	2	31
23. お断りをしても執拗に特別扱いを要求	0	16	1	3	0	1	0	1	0	22
24. 文書等で謝罪や土下座を強要	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
25. 長時間の電話	0	51	1	3	0	1	0	1	0	57
26. 職場外での拘束	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
27. 夜間の対応要求	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
28. 職員の自宅への個人的な連絡	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
29. 同じ内容のクレームを繰り返す	0	56	1	9	1	1	0	1	0	69
30. 電話を終了してもすぐにかけ直してくる	0	11	0	1	0	1	0	1	0	14
31. 複数部署にまたがる複数回のクレーム	0	47	1	4	1	1	0	1	0	55
32. 説明を聞いてくれない	0	45	1	3	1	1	0	1	0	52
33. 説明をしても納得・理解してくれない	0	75	1	12	3	1	0	1	0	93
34. 謝罪を受け付けてくれない	0	6	1	2	0	1	0	1	0	11
35. 本筋とは関係のない話をする	0	31	1	3	0	0	0	0	0	35
36. 自己主張ばかりで話が進まない	0	73	1	13	1	1	0	1	0	90
37. 上司等による対応を要求する	0	26	0	1	0	0	0	0	0	27
38. 特定の人物を名指しで「あいつをやめさせろ」	0	17	0	0	0	0	0	0	1	18
39. 「前の担当の方が良かったので戻せ」といった要求	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6
40. カメラやスマートフォン等による職員や職場の無断撮影	0	39	1	4	1	1	0	1	0	47
42. 対応状況や職員の名前等をSNSや動画共有サイトへ投稿	0	62	0	5	2	0	0	0	0	69
その他	1	12	0	8	1	0	1	0	1	24
合計	1	1579	23	170	36	22	1	22	7	1861

自分が受けた・見聞きした―職員

1. 自分が受けたことがある 2. 他の職員が受けているのを見聞きしたことがある	自分が受けた		見聞きした		合計
	上司・先輩	同僚・部下	上司・先輩	同僚・部下	
回答者数	29	7	32	1	69
どんな行為					
3. 侮辱	10	2	11	0	23
4. 差別的な言動	5	0	6	0	11
5. 「税金泥棒」といった罵声	1	0	0	0	1
6. 大声・暴言で職員を責める	7	1	5	1	14
7. 大声で恫喝	5	1	0	0	6
8. 罵声	2	1	3	0	6
9. 暴言の繰り返し	5	0	2	0	7
10. 物を壊す	0	0	0	0	0
11. 殺すといった発言による脅し	1	0	0	0	1
14. わいせつな発言・行為	0	0	3	0	3
15. 言葉尻を捉える・粗探しをしてくる	6	1	4	0	11
16. 当初の話からのすり替え	2	2	1	0	5
17. 揚げ足取り	5	0	1	0	6
18. 執拗な責め立て	6	0	6	0	12
19. 「態度が気にくわない」といった言いがかり	0	1	3	0	4
20. 制度上対応できないことへの要求	1	0	1	0	2
21. 担当業務外の苦情	0	0	1	0	1
22. 正当な理由なく権威を振りかざし要求を通そうとする	2	1	2	0	5
23. お断りをしても執拗に特別扱いを要求	1	0	0	0	1
25. 長時間の電話	2	0	4	0	6
26. 職場外での拘束	0	0	1	0	1
27. 夜間の対応要求	1	0	1	0	2
28. 職員の自宅への個人的な連絡	0	1	0	0	1
29. 同じ内容のクレームを繰り返す	1	0	4	0	5
30. 電話を終了してもすぐにかけ直してくる	0	0	3	0	3
31. 複数部署にまたがる複数回のクレーム	0	0	2	0	2
32. 説明を聞いてくれない	3	1	3	0	7
33. 説明をしても納得・理解してくれない	8	2	5	0	15
35. 本筋とは関係のない話をする	0	0	2	0	2
36. 自己主張ばかりで話が進まない	5	2	4	0	11
38. 特定の人物を名指しで「あいつをやめさせろ」	0	0	2	0	2
39. 「前の担当の方が良かったので戻せ」といった要求	0	0	0	0	0
40. カメラやスマートフォン等による職員や職場の無断撮影	0	0	1	0	1
42. 対応状況や職員の名前等をSNSや動画共有サイトへ投稿	0	0	3	0	3
その他	9	2	7	0	18
合計	88	18	91	1	198

自分が受けた・見聞きした―市民・利用者

1. 自分が受けたことがある 2. 他の職員が受けているのを見聞きしたことがある	自分が受けた	見聞きした	合計
	市民・利用者		
回答者数	88	71	159
どんな行為			
3. 侮辱	8	11	19
4. 差別的な言動	2	6	8
5. 「税金泥棒」といった罵声	6	5	11
6. 大声・暴言で職員を責める	34	29	63
7. 大声で恫喝	17	16	33
8. 罵声	12	11	23
9. 暴言の繰り返し	15	14	29
10. 物を壊す	1	0	1
11. 殺すといった発言による脅し	1	3	4
14. わいせつな発言・行為	8	6	14
15. 言葉尻を捉える・粗探しをしてくる	27	20	47
16. 当初の話からのすり替え	13	10	23
17. 揚げ足取り	22	21	43
18. 執拗な責め立て	22	23	45
19. 「態度が気にくわない」といった言いがかり	7	10	17
20. 制度上対応できないことへの要求	23	18	41
21. 担当業務外の苦情	6	2	8
22. 正当な理由なく権威を振りかざし要求を通そうとする	4	4	8
23. お断りをしても執拗に特別扱いを要求	3	6	9
25. 長時間の電話	39	34	73
26. 職場外での拘束	0	0	0
27. 夜間の対応要求	0	1	1
28. 職員の自宅への個人的な連絡	2	0	2
29. 同じ内容のクレームを繰り返す	19	29	48
30. 電話を終了してもすぐにかけ直してくる	9	9	18
31. 複数部署にまたがる複数回のクレーム	5	7	12
32. 説明を聞いてくれない	14	9	23
33. 説明をしても納得・理解してくれない	28	32	60
35. 本筋とは関係のない話をする	6	8	14
36. 自己主張ばかりで話が進まない	25	26	51
38. 特定の人物を名指しで「あいつをやめさせろ」	1	3	4
39. 「前の担当の方が良かったので戻せ」といった要求	0	1	1
40. カメラやスマートフォン等による職員や職場の無断撮影	3	4	7
42. 対応状況や職員の名前等をSNSや動画共有サイトへ投稿	2	9	11
その他	9	3	12
合計	408	406	814

ハラスメント防止・根絶条例制定状況　　令和8年4月1日時点

公布年	自治体名	ハラスメントの主体			条例の内容・手続		
		議員	首長等	有権者	研修	被害者からのアプローチ	事実関係の把握・対応措置
平成30年	東京都狛江市	○	○		○	相談窓口・相談員（外部含む）	苦情処理委員会（有識者含む）
平成31年	埼玉県川越市	対職員			○	申出	会派代表者からの意見
令和元年	茨木県牛久市		○			相談窓口	ハラスメント対策委員会
令和2年	大阪府忠岡町	対職員			○	申出	
	青森県七戸町	対職員			○	申出	議会総務企画常任委員会からの意見
	埼玉県東松山市	○			努力義務	相談・申立て	会派代表による審査会
令和3年	青森県三戸町		一般職		○	相談窓口	ハラスメント対策委員会
	青森県五戸町	○	○		○	相談窓口・相談員（外部含む）	苦情処理委員会（有識者含む）
	東京都世田谷区	対職員			○	区長からの報告	
	福岡県中間市	○			○	申出	会派代表者からの意見・審査会
	大阪府池田市	○	○		○		
	宮崎県三股町	対職員			○	申入れ	懲罰特別委員会からの意見
令和4年	北海道愛別町	○			○	申出	議長指名選任による審査委員会
	徳島県吉野川市	対職員			努力義務	市長からの報告	
	三重県四日市市	○	対議員		努力義務	相談体制努力義務	
	福岡県	○		○	○	相談員（弁護士等）	代表者会議の議を経る
	鹿児島県曽於市	○	○			規程で相談窓口・相談員	規程でハラスメント処理委員会
	宮崎県えびの市	○			○	申出	審査会・会派代表者からの意見
	北海道恵庭市	○	対議員		努力義務	相談体制努力義務	第三者委員会
	熊本県山都町		○		○	相談員	
	福岡県築上町	○			○	報告	常任委員会等代表者による審査会
	熊本県あさぎり町	○	○		○	相談窓口・相談員	第三者調査委員会（弁護士等含む）
	神奈川県大和市	○	○		○	相談員・第三者相談窓口	ハラスメント対策委員会（有識者含む）
令和5年	大阪府	○		○	○	相談員（弁護士等）	議員で構成される協議会の議を経る
	宮城県蔵王町	○			○	申出	議会運営委員会からの意見
	徳島県松茂町	対職員			努力義務	町長からの報告	ハラスメント対策委員会
	青森県大鰐町	○			○	申出	会派代表者からの意見
	熊本県人吉市	○			○	申出・市長からの通知	会派代表者からの意見
	東京都利島村	○		○	○	相談員・専門家等への委託	
	岐阜県本巣市	○			努力義務	申出・相談体制努力義務	議会運営委員会・第三者調査会
	千葉県柏市	○			○	相談窓口	
	兵庫県洲本市	○			○	申出	議会ハラスメント審査会
	秋田県三種町	○	対議員		努力義務	申出・町長からの通知	
	青森県板柳町	○			○	申出	議会運営委員会からの意見
	鳥取県八頭町	対職員			○	申出	議会審査会（規程で有識者含む）
	宮城県東松島市	○			努力義務	相談・申立て	会派代表による審査会
	千葉県長生村	○	対議員		○	相談窓口（議会事務局）	審査委員会
	岡山県美咲町	○			○	相談窓口（議会運営委員会）	議会運営委員会からの意見
	茨城県結城市	○	○			市長には相談等体制義務づけ	
	岡山県鏡野町	○			○	相談・申立て	議会ハラスメント審査会
	大阪府岬町	○	対議員		○	申出	議会運営委員会・第三者調査会
	岡山県笠岡市	○	○		○	相談員・第三者相談窓口	ハラスメント対策委員会（臨時に有識者）
	香川県三豊市	○	対議員		努力義務	申出	第三者からの意見聴取
	三重県大台町	○			○	相談窓口	
	茨城県阿見町	○			○	申出	議会運営委員会からの意見
	長崎県	○			○	相談員（専門家等）	代表者会議の議を経る
	京都府南山城村	○	対議員		○（年1回）	相談窓口（議会事務局）	審査委員会
	熊本県南関町		○		○	相談窓口	ハラスメント対策委員会
	福島県金山町	○	対議員		○	申出	議会運営委員会からの意見
	新潟県糸魚川市	○			努力義務	申出・通知	正副議長・正副議会運営委員長
	島根県津和野町	○			努力義務	相談体制努力義務	第三者委員会
	鳥取県大山町	○			○	相談窓口	議会運営委員会からの意見
	広島県府中町	対職員			努力義務	町長からの報告	
	茨城県水戸市	○			努力義務	相談・申立て	代表者会議　専門家の調査・意見聴取
	徳島県小松島市	○			○	相談窓口（複数）	ハラスメント対策審議会
	大阪市	○	対議員		○	相談員（弁護士等）	議会ハラスメント審査会の議を経る
	千葉県鴨川市	○			○	申出・相談	審査委員会
	福岡県筑紫野市	○			○	申出・報告	議会運営委員会で調査・確認
	宮崎県串間市	○			○	申出	審査会
	山形県庄内町	○			○	相談窓口	調停・第三者委員会・全員協議会
	兵庫県加西市	○			○	相談窓口（議会事務局）	審査会・第三者からの意見聴取
	東京都神津島村	○	対議員		○	相談員（弁護士等）	議員全員協議会の議を経る
	長崎県波佐見町	○			努力義務	相談窓口（議会事務局）	審査会
	神奈川県開成町	○	対議員		○	相談窓口	議会運営員会での協議

令和6年	岡山県浅口市		○		○	相談員（職員）	ハラスメント対策委員会
	沖縄県南城市	○	○		○	外部相談窓口	第三者委員会
	兵庫県三田市	○	対議員		○	相談窓口（議会事務局）	第三者委員会・会派代表者会
	北海道倶知安町	○			努力義務	相談・報告	ハラスメント審査委員会（第三者含む）
	岐阜県白川町	○	○		○	相談窓口（人事担当課）	苦情処理委員会・第三者調査委員会
	千葉県長南町	○			○	申出・相談	審査委員会
	沖縄県与那国町	○			○	相談窓口	
	北海道士幌町	○			○	苦情	審査会
	茨城県石岡市	○	対議員		努力義務	相談窓口	公正職務審査会に調査依頼
	三重県大紀町		特別職			相談窓口（総務企画課）	調査委員会
	三重県大紀町	○			○	相談・申出	審査会・外部有識者から意見聴取
	三重県菰野町	○	○			相談窓口（人事課・第三者）	調査対策委員会（有識者）
	岐阜県各務原市		○		○	相談員（職員）	処理委員会・審査会（有識者）
	岐阜県各務原市	○	対議員		○	相談員（議会事務局職員）	調査委員会・審査会（有識者）
	岐阜県飛騨市	○	対議員		○	相談窓口（議会事務局）	ハラスメント調査・審査会（有識者可）
	福島県白河市	○			○	相談窓口（議会事務局）	外部有識者からの意見聴取
	群馬県館林市	○			○	相談・申立て	審査会（有識者等から意見聴取）
	福岡県春日市	○			努力義務	相談・苦情の申出	
	岐阜県中津川市	○			努力義務	申出・相談	
	岐阜県海津市	○			○	相談窓口（議会事務局）	審査会・有識者から意見聴取
	埼玉県寄居町	○			○	申出・相談	有識者から意見聴取・議会運営委員会
	北海道月形町	○	○		○		
	熊本県南関町	○			○	相談窓口（議会事務局）	第三者調査委員会・議会運営委員会等
	埼玉県宮代町	○			○	相談・申出	第三者委員会
	神奈川県藤沢市	○			○	相談窓口	対策委員会　調査・審査会（第三者）
	熊本県大津町	○			○	申出・報告・通知	議会運営委員会・第三者審査会
	岐阜県池田町	○	○		○	相談員・第三者相談窓口	第三者調査委員会
	群馬県渋川市	○			○	相談窓口（議会事務局）	審査会（有識者等から意見聴取）
	神奈川県二宮町	○	対議員		○	申出受付者（議長等）	代表者会議・調査委員会（有識者）
	鳥取県倉吉市	○	○		○	申出（総務部・議会事務局）	附属機関等
	秋田県鹿角市	○	○		○	相談員・第三者相談窓口等	対策委員会・審査会（有識者）
	静岡県沼津市	○			○	相談窓口	再発防止検討会（有識者から意見聴取）
	沖縄県八重瀬町	○	○		○	申出・外部窓口	対策委員会・第三者委員会
	岡山県鏡野町		○		○	相談員	苦情相談処理委員会
	兵庫県朝来市	○				苦情相談	議会運営委員会（有識者から意見聴取）
	長崎県五島市	○				相談窓口（有識者）	相談員（有識者）・政治倫理審査会
	沖縄県浦添市	○			努力義務	相談窓口（第三者専門機関）	苦情処理委員会
	三重県東員町	○			○	申出	審査委員会又は第三者委員会
	福島県会津美里町	○			○	相談窓口	議会運営委員会で調査確認
	大阪府羽曳野市	○	対議員		○	相談窓口（議会事務局）	調査特別委員会
	北海道枝幸町	○			○	申出	審査委員会
	福岡県那珂川市	○	○		○	相談窓口・相談員	識見を有する者に意見を求める
	東京都目黒区	○	○		○	苦情・相談員 外部相談窓口	問題処理委員会（学識経験者・職員）
	宮城県登米市	○			○	相談窓口（議会事務局）	審査委員会（有識者から意見聴取）
	長野県飯島町	○（※）	対議員		○	相談（議長・議会事務局）	審査会（有識者）
	宮城県亘理町	○			○	相談窓口（議会事務局）	審査会
	福岡県中間市		特別職			苦情相談窓口	調査委員会（有識者）
	三重県川越町	○				相談窓口（第三者専門機関）	苦情処理委員会
	福岡県小竹町	○	○		○	申出・相談員（有識者）	対策委員会
	岡山県津山市		○			第三者相談窓口	
	群馬県太田市	○	対議員		○	相談窓口（議会事務局）	審査会（有識者等から意見聴取）
	山梨県北杜市	○	○	市民(※)			
	三重県川越町		○		努力義務	相談窓口・第三者相談窓口	調査対策委員会（有識者・職員）
	岡山県新見市	○			○	相談窓口（議会事務局）	政治倫理審査会・第三者委員会
	大分県竹田市		○		○	相談員・第三者相談窓口	調査委員会・審査会（有識者）
	北海道新十津川町		○			相談員	処理委員会
	埼玉県美里町	○	○		○	相談窓口（外部委託可）	認定（外部委託可）
	岐阜県岐南町		○		○	相談員・第三者相談窓口	対策委員会（町長等が主体　弁護士）
	岐阜県岐南町	○	対議員		○	相談窓口（議会事務局）	対策委員会（有識者）
	島根県邑南町		○		○	相談窓口（外部相談員も）	対策委員会（有識者含む）
	福島県西会津町	○	対議員		○	相談窓口（議会事務局）	議会運営委員会で調査確認
	東京都渋谷区		○		○	相談員・外部相談窓口	防止対策委員会・対策委員会（有識者）
	愛知県一宮市	○	○				
	愛知県あま市	○	対議員		○	申出	審査会・有識者から意見聴取
	福岡県小郡市	○	○		○	相談員・第三者相談窓口	有識者への調査等の委託
	埼玉県鴻巣市	○			○	相談窓口	
	愛知県津島市	○	○		○	内部窓口・外部窓口	対策委員会・調査委員会・審査会

	岡山県井原市	○			○	相談窓口(議会事務局)	審査会・有識者等から意見聴取
	岡山県里庄町	○			○	相談窓口(議会事務局)	審査会・専門家に調査確認
	長崎県長与町	○				相談窓口(議会事務局)	調査会
	奈良県生駒市	○	○			相談窓口・第三者相談窓口	認定・対策委員会(有識者)
	北海道石狩市	○			努力義務	相談窓口(議会事務局)	議会協議会・第三者委員会
	愛知県豊明市		○			相談員・処理事務局	処理事務局・審査会(有識者)
	福岡県大川市	○	対議員		○	相談申立て窓口	審査会(第三者)
	大阪府羽曳野市		○		○	相談窓口	苦情相談処理委員会
	鹿児島県日置市	○(※)			○	相談窓口(議会事務局)	
	北海道ニセコ町	○			努力義務	申出	全員協議会・調査会(第三者)
	山形県西川町		○		○	相談窓口・第三者相談窓口	第三者調査委員会
	埼玉県越生町	○	○		○	申出	附属機関その他の機関
	沖縄県那覇市	○	対議員		○	相談員(弁護士等)	政治倫理審査会・代表者会議
令和7年	北海道南幌町	○			努力義務	相談・申出	審査会(政治倫理条例)
	福島県西郷村	○			○	相談窓口(議会事務局)	有識者から意見聴取
	山梨県都留市	○			○	相談窓口(議会事務局)	対策委員会(有識者含む)
	三重県度会町		特別職		○	相談窓口(総務課)	有識者から意見聴取・調査委員会
	三重県度会町	○			○	申出	審査会・有識者から意見聴取
	宮城県山元町	○(※)			○	申出	
	愛媛県上島町	○	対議員		○	相談窓口(議会事務局)	有識者から意見聴取
	東京都渋谷区	○			○	外部相談窓口	対策委員会(有識者)
	岡山県 奈義町	○			○	相談窓口(議員全員)	特別委員会
	福井県敦賀市	○			努力義務	相談窓口(議会事務局)	対策委員会
	岡山県総社市		○		○	相談等処理窓口(総務部)	審査会(有識者)
	岡山県総社市	○			○		
	佐賀県鹿島市	○			努力義務	申出・報告	審査会・第三者委員会
	島根県雲南市	○(※)			○	相談窓口(議会事務局)	対策委員会(有識者から意見聴取)
	北海道美幌町	○			努力義務	相談・報告	審査委員会(外部専門家含む)
	福島県 三春町	○			○	相談窓口(議会事務局)	
	大阪府 交野市	○			努力義務	相談窓口(議員又は市)	外部有識者の意見聴取
	神奈川県 鎌倉市	○	対議員			相談窓口(外部)	対策委員会、調査・審査会(第三者)
	神奈川県 鎌倉市		○			相談窓口(市又は外部の専門相談員)	専門相談員
	佐賀県鳥栖市		市長等			申出	審査会
	京都府与謝野町	○(※)	対議員			相談窓口(議会事務局)	審査委員会
	兵庫県高砂市		○		○	相談窓口(人事課)・相談員	委員会(有識者等から意見聴取)
	兵庫県高砂市	○			○	相談窓口(議会事務局)	審査会(有識者等から意見聴取)
	沖縄県糸満市	○	対議員		○	相談窓口(第三者専門機関)	苦情処理委員会
	福島県田村市	○			努力義務	相談・申立て	審査会
	愛知県東郷町	○	○		○	相談窓口・第三者相談窓口	調査委員会
	佐賀県鳥栖市	○			○	相談員(議会事務局職員)	調査委員会・審査会(有識者)
	佐賀県吉野ヶ里町		○		○	相談窓口・第三者相談窓口	対策委員会(有識者含む)
	群馬県富岡市	○			○	相談・申出	審査会・第三者委員会
	宮崎県都城市	○			○		
	秋田県 北秋田市	○			○	相談窓口(議会事務局)	審査委員会、第三者委員会
	宮崎県 日南市	○			○	相談窓口(議会事務局)	審査会(必要に応じて有識者の意見聴取)
	茨城県 常陸太田市	○	○			第三者相談窓口	審査会(有識者)
	鳥取県 南部町	○			○	相談窓口	議会運営委員会(議長の対応措置への意義申立て)
	愛知県 飛島村		○		○		
	福岡県小郡市			市民(※)			
	宮崎県宮崎市	○	○		○	相談員・第三者相談窓口	審議会(有識者)
	青森県 野辺地町	○			○	相談・申出	対策審議会
	京都府 亀岡市	○			努力義務	相談・苦情の申出	審査会
	埼玉県 久喜市	○			努力義務	相談・苦情の申出	調査委員会又は第三者委員会
	茨城県 那珂市	○			○	相談窓口	審査会
	沖縄県浦添市		○		○	相談員・第三者相談窓口	調査委員会・審査会(有識者)
令和8年	千葉県 山武市		○		○		
	福井県		○		○	管理監督者・第三者相談窓口	
	福井県	○			○	議長・第三者相談窓口	

※飯島町、日置市、山元町、雲南市及び与謝野町の条例は、議員から住民へのハラスメントも対象にしている。
※北斗市及び小郡市の条例は、市民等によるハラスメントを対象にしている。

【参考】(一財) 地方自治研究機構ホームページ
「首長等や議員によるハラスメントに関する条例」
https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/066_harassment.htm

議会ハラスメント防止条例（令和7年度以降施行されたもの）

【参考】（一財） 地方自治研究機構ホームページ
「首長等や議員によるハラスメントに関する条例」
https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/066_harassment.htm

自治体	条例名	公布日	施行日
北海道二セコ町	ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例	令和7年4月1日公布	令和7年4月1日施行
山形県西川町	西川町職員のハラスメント防止等に関する条例	令和7年4月25日公布	令和7年4月25日施行
埼玉県越生町	越生町のハラスメントの防止に関する条例	令和7年6月3日公布	令和7年6月3日施行
沖縄県那覇市	那覇市議会ハラスメント防止条例	令和7年6月6日公布	令和7年6月6日施行
北海道南幌町	南幌町議会ハラスメント防止条例	令和7年6月11日公布	令和7年6月11日施行
福島県西郷村	西郷村議会ハラスメント防止条例	令和7年6月12日公布	令和7年7月1日施行
山梨県都留市	都留市議会ハラスメント防止条例	令和7年6月12日公布	令和7年6月12日施行
三重県度会町	度会町特別職のハラスメントの防止に関する条例	令和7年6月12日公布	令和7年6月12日施行
	度会町議会ハラスメント防止条例	令和7年6月12日公布	令和7年6月12日施行
宮城県山元町	山元町議会ハラスメント防止等に関する条例	令和7年6月16日公布	令和7年6月16日施行
愛媛県上島町	上島町議会ハラスメント防止条例	令和7年6月17日公布	令和7年6月17日施行
東京都渋谷区	渋谷区議会議員のハラスメントの防止等に関する条例	令和7年6月18日公布	令和7年6月18日施行
岡山県奈義町	奈義町議会ハラスメント防止条例	令和7年6月18日公布	令和7年6月18日施行
福井県敦賀市	敦賀市議会ハラスメント防止条例	令和7年6月23日公布	令和7年6月23日施行
岡山県総社市	総社市長等及び職員のハラスメント防止に関する条例	令和7年6月25日公布	令和7年7月1日施行
	総社市議会議員のハラスメント防止に関する条例	令和7年6月25日公布	令和7年6月25日施行
佐賀県鹿島市	鹿島市議会ハラスメント根絶及び防止条例	令和7年6月26日公布	令和7年6月26日施行
島根県雲南市	雲南市議会ハラスメント根絶条例	令和7年6月27日公布	令和7年6月27日施行
北海道美幌町	美幌町議会ハラスメント防止条例	令和7年9月9日公布	令和7年9月9日施行
福島県三春町	三春町議会ハラスメント防止等に関する条例	令和7年9月9日公布	令和7年9月9日施行
大阪府交野市	交野市議会ハラスメント防止条例	令和7年9月9日公布	令和7年9月9日施行
神奈川県 鎌倉市	鎌倉市議会ハラスメント防止条例	令和7年10月1日公布	令和7年10月1日施行
	鎌倉市職場のハラスメントの防止等に関する条例	令和7年10月1日公布	令和7年10月1日施行
佐賀県鳥栖市	鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例	令和7年9月26日公布	令和7年10月1日施行
京都府与謝野町	与謝野町議会ハラスメント防止条例	令和7年9月29日公布	令和7年9月29日施行
兵庫県高砂市	高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例	令和7年9月29日公布	令和7年10月1日施行
	高砂市議会ハラスメント防止条例	令和7年9月29日公布	令和7年10月1日施行
沖縄県糸満市	糸満市議会ハラスメント防止条例	令和7年9月29日公布	令和8年4月1日施行
福島県田村市	田村市議会ハラスメント防止条例	令和7年9月30日公布	令和7年9月30日施行
愛知県東郷町	東郷町議会議員及び町長等並びに職員のハラスメント	令和7年9月30日公布	令和8年1月1日施行
	防止及び排除に関する条例		
佐賀県鳥栖市	鳥栖市議会議員のハラスメント防止等に関する条例	令和7年10月6日公布	令和7年10月6日施行
佐賀県吉野ヶ里町	吉野ヶ里町職員等のハラスメントの防止等に関する条例	令和7年12月10日公布	令和7年12月10日施行
群馬県富岡市	富岡市議会ハラスメント防止条例	令和7年12月11日公布	令和7年12月11日施行
宮崎県都城市	都城市議会議員のハラスメントの防止等に関する条例	令和7年12月11日公布	令和7年12月11日施行
秋田県北秋田市	北秋田市議会ハラスメント防止条例	令和7年12月12日公布	令和7年12月12日施行
宮崎県日南市	日南市議会ハラスメント防止条例	令和7年12月15日公布	令和7年12月15日施行
茨城県常陸太田市	常陸太田市ハラスメント防止条例	令和7年12月16日公布	令和7年12月16日施行
鳥取県南部町	南部町議会ハラスメント防止条例	令和7年12月17日公布	令和7年12月17日施行
愛知県飛島村	飛島村ハラスメント防止条例	令和7年12月19日公布	令和8年1月1日施行
福岡県小郡市	小郡市ハラスメントの防止等に関する条例	令和7年12月19日公布	令和8年4月1日施行
宮崎県宮崎市	宮崎市ハラスメントの防止等に関する条例	令和7年12月22日公布	令和8年4月1日施行
青森県野辺地町	野辺地町議会ハラスメント防止条例	令和7年12月23日公布	令和7年12月23日施行
埼玉県久喜市	久喜市議会ハラスメント防止条例	令和7年12月23日公布	令和7年12月23日施行
京都府亀岡市	亀岡市議会ハラスメント防止条例	令和7年12月23日公布	令和7年12月23日施行
茨城県那珂市	那珂市議会ハラスメント防止条例	令和7年12月24日公布	令和7年12月24日施行
沖縄県浦添市	浦添市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例	令和7年12月26日公布	令和7年12月26日施行
千葉県山武市	山武市職員のハラスメント防止に関する条例	令和8年3月9日公布	令和8年4月1日施行
福井県	福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例	令和8年3月24日公布	令和8年4月1日施行
	福井県議会におけるハラスメント防止等に関する条例	令和8年3月24日公布	令和8年4月1日施行

○雲南市議会ハラスメント根絶条例

令和7年6月27日
条例第29号

雲南市議会議員(以下「議員」という。)は、市民からの負託に応えるため、公正及び高潔な倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表者として、良心及び責任感を持ってその使命を果たすとともに、議会人としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

ハラスメントは、基本的人権の侵害及び個人の尊厳を著しく傷つけ、市民福祉や議会活動に支障をきたし、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。議員間はもとより、特に市民や職員等に対するハラスメントは、不当に市民及び職員等の尊厳を傷つけ、人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、更には議員への市民の信頼を裏切ることになりかねない。

雲南市議会は、議員及び議会としての役割を発揮するため、互いに人格を尊重し、相互理解を深めることを通じて、ハラスメントの根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条　この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)等の趣旨を踏まえ、議員による市民又は職員等に対するハラスメント、議員に対するハラスメントを根絶するための必要な措置を講じ、並びにハラスメントの被害者に配慮することにより市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1)　パワー・ハラスメント　職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与えること又は生活環境や職場環境を害する行為。

(2)　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により、他の者に不快感を与える行為。

(3)　妊娠・出産・育児に関するハラスメント　妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により、相手方に不快感を与えること又は生活環境や勤務環境を害する行為。

(4)　その他のハラスメント　合理的理由なく、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与える言動であって、前3号に該当しないもの。

2　この条例において「職員等」とは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員(議員を除く。)並びにその他雲南市役所等に勤務する全ての職員をいう。

(議長の責務)

第3条　議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶に努め、必要に応じて、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

第4条　議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2　議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、生活環境や勤務環境を害するものであること並びに議員及び職員等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、市民や議員及び職員等の人格を尊重した活動をしなければならない。

3　議員は、ハラスメントがあるとの疑惑を持たれた場合には、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

4　議員は、市民や他の議員及び職員等に対しハラスメントに当たる行動又は言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該行動又は言動を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

(研修等)

第5条　議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

（相談窓口の設置）
第6条　議長は、議員によるハラスメントに関する相談及び苦情の申出を受け付けるため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。
2　前項において相談及び苦情の申出を受けたときは、議会事務局長は、相談者及び申出者（以下「相談者等」という。）の意向を確認の上、その内容を議長に報告するものとする。
（ハラスメント対策委員会の設置）
第7条　議長は、相談者等から直接相談及び苦情を受けたとき又は前条第2項により議会事務局長から報告を受けたときは、ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2　委員会は、ハラスメント相談窓口の報告に対し、迅速かつ適切にその内容を精査し、事実関係の調査及び確認を行うものとする。
3　委員会は、必要に応じて、弁護士等の有識者に意見を求めることができる。
（公表等）
第8条　議長は、前条により議員によるハラスメントの事実があると認定されたときは、ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意等その他の必要な措置を講じなければならない。
2　議長は、前条により議員によるハラスメントの事実があると認定されたときは、委員会の結果に基づき、公表する。
（異議申立て）
第9条　相談者等及びハラスメントを行った議員は、第7条第2項の調査及び確認、又は前条に規定する措置に異議があるときは、新たな証拠及び理由を付した書面をもって、議長に異議申立てをすることができる。
2　議長は、前項に規定する書面を受理したときは、委員会に速やかに再調査を指示し、その調査結果を相談者等及び当該議員に書面により通知するものとする。なお、この調査結果に対する異議申立ては認めないものとする。
（議長職務の代行）
第10条　議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行う。
（不利益取扱いの禁止）
第11条　議員は、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、当該相談者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。
（プライバシー等の保護）
第12条　議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（委任）
第13条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

小郡市ハラスメントの防止等に関する条例

小郡市は、これまで、様々な人権侵害の未然防止や解決に向けた取組を行い、一人一人の人権を尊重し、お互いが信頼し合うことにより、誰もがその能力を十分に発揮することができるまちを目指してきた。

しかし、近年は、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントなど、新たな人権侵害が様々な場所で発生している。そのようなハラスメントは、市民等の安全、健康及び豊かな生活の確保を害し、市民等が能力を十分に発揮する機会や可能性を奪うものであるため、誰もがあらゆるハラスメントを受けない権利を有することを念頭に置き、あらゆるハラスメントを根絶し、未然に防止する必要がある。

小郡市は、このような認識の下、誰もが対等な立場において相互に尊重するまちをつくりあげるとともに、あらゆるハラスメントのない公正かつ持続可能な社会を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、あらゆるハラスメントの防止に関し、基本理念を定め、小郡市（以下「市」という。）、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆるハラスメントの防止に関する施策（以下「ハラスメント防止施策」という。）の基本的な事項を定めることにより、市民等の安全、健康及び豊かな生活を確保し、市民等が能力を十分に発揮する機会や可能性を保持すること、かつ、事業者の安定した事業活動を促進し、もって公正かつ持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　市民等　市の区域内（以下「市内」という。）で居住、通勤、通学及び訪問等、市に関わるあらゆる個人をいう。

（２）　事業者　市内で事業（非営利目的の活動を含む。）を行う法人その他の団体（国・県の機関を含む。）又は事業を行う場合における個人をいう。

（３）　あらゆるハラスメント　暴言や暴行、脅迫、過度な要求、性的な言動、その他の違法又は不当な言動により、他者に身体的、心理的、性的又は経済的な損害や不利益、苦痛を与える行為をいう。

（基本理念）

第３条　あらゆるハラスメントは、個人の尊厳、名誉及びプライバシーなどの

人格を不当に傷つけ、安全、健康及び豊かな生活を侵害し、個人のその能力を十分に発揮する機会や可能性を奪うだけでなく、事業者の安定した事業活動の継続にも影響を及ぼすものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。

２　ハラスメントの防止に当たっては、あらゆるハラスメントをしない、されない、見逃さないという市民意識及び社会風土を定着させることを旨としなければならない。

（あらゆるハラスメントの禁止）

第４条　何人も、いかなる場においても、あらゆるハラスメントを行ってはならない。

（市の責務）

第５条　市は、第３条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等及び事業者に対し、次に掲げる施策を行うものとする。

（１）　あらゆるハラスメントの防止に資する行動に関する情報提供、啓発及び教育

（２）　支援体制の整備

（３）　前各号に掲げるもののほか、あらゆるハラスメントを防止するために必要な施策

２　市は、ハラスメント防止施策を効果的に推進するため、ハラスメント防止施策の検証に当たっては、関係機関等の意見を聴き、施策に反映するよう行うものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、あらゆるハラスメントの防止に主体的かつ積極的に取り組むとともに、市が実施するハラスメント防止施策に協力するよう努めなければならない。

２　事業者は、就業者が何らかのハラスメントを受けた場合には、速やかに就業者の安全を確保するとともに、当該行為を行った者に対し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

３　事業者は、就業者があらゆるハラスメントを行わないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第７条　市民等は、基本理念にのっとり、あらゆるハラスメントに係る問題に対

する関心と理解を深めるとともに、自身の他者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。

２　市民等は、市及び事業者が実施するハラスメント防止施策に協力するよう努めなければならない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（検討）

２　市は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他あらゆるハラスメントの防止に関する取組の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

糸満市議会ハラスメント防止条例

（目的）

第１条　この条例は、糸満市議会の議員（以下「議員」という。）と職員との間又は議員間におけるハラスメントを根絶すること及び未然に防止することについて必要な事項を定めることで、議員及び職員が身分、職責にかかわらず、互いに信頼し、人権を尊重することでそれぞれの能力を発揮することができる良好な職場環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を確立すること、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）ハラスメント　次に掲げる行為をいう。

ア　職務上の地位、権限又は優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

イ　性別、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的言動であって、相手に対して不快感を与え、又は傷つける行為

ウ　妊娠、出産、育児、介護等に関する言動であって、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

エ　言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為

オ　アからエまでに掲げる行為のほか、職員又は議員の人格若しくは尊厳を害し、又は職場環境を害する社会通念上不適切な行為

（２）職員　市長、副市長及び教育長並びに地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第３条第２項に規定する一般職の職員及び同条第３項第３号及び第３号の２に規定する特別職非常勤職員、同法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員並びに同法第２２条の３第４項に規定する臨時的任用職員をいう。

（適用範囲）

第３条　この条例は、次の各号に掲げる関係において生じたハラスメントについて適用する。

（１）議員から職員に対するハラスメント

（２）議員から議員に対するハラスメント

（３）職員から議員に対するハラスメント

（議長の責務）

第４条　議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

２　議長は、ハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、議員に対し研修等必要な措置を講じなければならない。

（議員の責務）

第５条　議員は、議員と職員との間又は議員間において、ハラスメントが尊厳を害し、労働意欲を低下させ、及び職場環境を害するものであること並びに職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、各々の人格を尊重した活動をするとともに、ハラスメントの防止に向けた取り組みをしなければならない。

２　議員は、ハラスメントに関する相談を行い、又はハラスメントに関する調査に協力した者に対し、当該相談を行ったこと又は当該協力を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

３　議員は、当該議員によるハラスメントが行われたと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって、率先して事実を明らかにし、説明を行い、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。

４　議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態を目撃したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。

（苦情相談窓口の設置）

第６条　議長は、苦情相談を受ける相談窓口をハラスメントに関して見識のある外部の第三者である専門機関（以下「第三者専門機関」という。）に委託し、設置する。

（苦情相談の申出及び報告）

第７条　第３条第１項各号に規定するハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、第三者専門機関に対し、当該ハラスメントに関する苦情相談を行い、迅速かつ適切な対応を求めることができる。

２　議員又は職員（以下「議員等」という。）に対するハラスメントを目撃した議員等は、ハラスメントを受けた当該議員等の同意が得られたものについて、第三者専門機関に対し、当該ハラスメントに関する苦情相談を行い、迅速かつ適切な対応を求めることができる。

３　第三者専門機関は、申立人の苦情相談について報告書を作成し、当該申立人の同意が得られたものについて、議長に報告するものとする。

（苦情相談の対応）

第８条　議長は、前条第３項に規定する報告を受けた場合において、公正かつ適正に対処するため、その内容を精査し、相当の理由があると認めるときは、事実関係の調査及び確認を行うことができる。

２　議長は、前項の規定により調査を行うに当たり、第３条第３号に規定するハラスメントの場合、市長に事実関係の調査及び確認を委任することができる。

（苦情処理委員会）

第９条　議長は、第７条第３項に規定する苦情相談の報告を受けた場合において、ハラスメントに関する苦情を調査審議し、公平な処理をするため、糸満市ハラスメント苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置することができる。

（調査協力義務）

第１０条　第８条及び前条の規定により議長又は苦情処理委員会が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者(以下「被申立人」という。)及び調査対象者は、これに協力しなければならない。

（相談事案関係者の義務）

第１１条　申立人、被申立人、苦情処理委員会の委員その他の相談事案に関わる者は、第７条第１項及び第２項の相談を行う又は相談が行われている旨、その他相談事案に関することを他に漏らしてはならない。

２　前項の規定に反し、同項に規定する事項が他に漏れたことが明らかになったときは、議長は、漏らされた事項のうち、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び事実に反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認し、申立人、被申立人又は調査対象者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

３　申立人、被申立人及び相談事案に関わる者は、相談事案に関し議長又は委員会を介さず直接交渉し、申立人又は被申立人を威迫する等、議長又は苦情処理委員会の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

（弁明）

第１２条　被申立人は、苦情処理委員会において書面により弁明することができる。

（苦情相談の処理）

第１３条　議長は、苦情処理委員会の調査報告の結果、議員によるハラスメント行為又

はそのおそれがあると確認した場合は、当該ハラスメントを行った議員に対して被害防止措置を講じるとともに、その結果について苦情相談を行った者に報告しなければならない。

２　議長は、苦情処理委員会の調査審議の結果、職員によるハラスメント行為が確認した場合は、市長に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（公表及び措置等）

第１４条　議長は、当該ハラスメント行為を行った議員が前条第１項に基づく必要な措置に応じない場合は議会運営委員会に諮り、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講ずるものとする。

（プライバシーの保護）

第１５条　議員及び職員は、申立人、被申立人及び調査対象者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（取組の公表）

第１６条　議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況等の取組を必要に応じ公表するものとする。

（議長の職務代行）

第１７条　議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（委任）

第１８条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（検討）

２　糸満市議会は、この条例の施行後３年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

議長面談の際のヒアリング集計結果

◆ 10 月 5 日（月）～7 日（水）に議長から議員一人ずつ全員にアンケート結果の報告とヒアリングを実施

1. 今後、ハラスメント条例の制定について現時点でどのようなものが良いか

① 議員から職員へのハラスメント防止条例：**13 件**
② 市役所内部（特別職・議員・職員間全て）のハラスメント防止条例：**0 件**
③ 浜田市全体のハラスメント防止条例：**5 件**
④ その他 / 判断保留・関心なし等：**3 件**

- 効き目がなければ意味がなく判断困難
- 全体か単独か柔軟検討
- 条例自体に関心なし/録音録画前提

2. 条例制定の時期について

① できるだけ早期という意味で 12 月定例会議：**6 件**
② 3 月定例会議：**7 件**
③ その他：**8 件**

- 3 月/年度末目処
- 時期に拘らず実効性重視
- 熟慮優先
- 関心なし/無意味
- 12 月骨子公表・3 月正式制定
- 中身吟味で 3 月以降可
- 慎重策定時間をかけ確実なものを策定

3. 今後のハラスメント防止対策として考えられるもの（複数回答あり）

① 研修会（研修の実施・強化・ロールプレイング等）：**11 件**
② 自浄作用（まずは議員間で注意喚起し合う）：**4 件**
③ その他（各種具体的な仕組み・制度構築）：**17 件**

- 全やり取りの録音・録画導入
- 第三者機関・客観的認定機関の
- 相談窓口の強化・実効性向上
- 職員との直接接触・接点の整理減小
- 自覚を促すセルフチェックシートの導入
- 定期的なアンケート調査・見える化
- 職員側からの直接指摘・アプローチ推進
- 執行部・現場からの定期ヒアリング体制

ハラスメント防止条例策定の検討項目

内容	時期
職員アンケート実施	8 月 19 日～28 日実施
アンケート分析・報告書作成	進行中
特別委員会内でハラスメント実態共有	
議会内でハラスメント実態共有	
議長から議員全員に 1 人ずつアンケート結果の報告や防止対策などのヒアリングを実施	10 月 5 日～7 日実施
ハラスメント防止条例に盛り込む骨子協議	
・対象（議員―職員―市民　など）	
・時期（年内、年度内　など）	
防止条例制定自治体視察・意見交換（オンラインも）	
現在のハラスメント相談窓口の機能強化を執行部と協議	
ハラスメント防止条例の罰則規定協議（氏名公表等）	
ハラスメント条例違反認定機関（内部、第三者等）設置協議	